

大津町建設工事最低制限価格事務取扱要領新旧対照表

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(基準価格の設定)</p> <p>第3条 対象工事には、最低制限価格の基準となる価格(以下「基準価格」という。)を設けるものとする。</p> <p>2 対象工事に係る基準価格は、次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)を合計した額とする。ただし、その額が工事価格(予算価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の額を合計した額をいう。以下同じ。)に <u>10分の9</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を超える場合にあっては工事価格に <u>10分の9</u> を、工事価格に <u>10分の7</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に満たない場合にあっては工事価格に <u>10分の7</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 前項の規定により難しい場合は、工事価格に <u>10分の7</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を基準価格とする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、基</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(基準価格の設定)</p> <p>第3条 対象工事には、最低制限価格の基準となる価格(以下「基準価格」という。)を設けるものとする。</p> <p>2 対象工事に係る基準価格は、次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)を合計した額とする。ただし、その額が工事価格(予算価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の額を合計した額をいう。以下同じ。)に <u>10分の9.2</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を超える場合にあっては工事価格に <u>10分の9.2</u> を、工事価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に満たない場合にあっては工事価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 前項の規定により難しい場合は、工事価格に <u>10分の7.5</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を基準価格とする。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、基</p>

準価格を工事価格に 10分の7 を乗じて得た額から 10分の9 を乗じて得た額までの範囲内において定めるものとする。

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

準価格を工事価格に 10分の7.5 を乗じて得た額から 10分の9.2 を乗じて得た額までの範囲内において定めるものとする。

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)